

FSI 240-3

「正規陸軍將校」陸軍特別志願豫備役將校」ノ四
該諸君者ニ同スル件
昭和二三、三六 第一復員省 瑞外線

内務省令 第一号別表第一ノ二ノ二「正規陸軍將校」及「陸軍特別志願豫備役
將校」ノ内容ニ該處スル者ヲ列ヌ手セハ左ノ如シ

(本文) 陸軍補充令(陸軍補充令其ノ他之ニ相違スル旧法令ノ含む)ノ正規ノ
任用規程ニ依リ現役將校(従前ノ將校相違官ノ含む)ニ任用セラルル時
校任用ノ當初ヨリ陸軍武官服役令(陸軍軍人服役令、陸軍服役
令其ノ他之ニ相違スル旧法令ノ含む)ニ依リ現役ニ服シタル者

(該處者) 一 陸軍士官學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
二 陸軍航空士官學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
三 陸軍經理學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
四 陸軍軍醫學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
五 陸軍軍需學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
六 陸軍軍醫學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
七 陸軍軍需學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
八 陸軍軍醫學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
九 陸軍軍需學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者
十 陸軍軍醫學校出身者ニテ少尉ニ任官セル者

之陸軍特別志願豫備役將校
(本文) 解奇候補生、擢進候補生等ヨリ豫備役將校ニ任官セル者
(該處者) 一 解奇候補生(二年志願兵ニテ現役兵ノ含む)出身者又ハ擢進候
補生出身者タル將校ニテ志願ニ依リ現役ニ服シタル者
二 特別志願將校ニテ志願ニ依リ現役ニ服シタル者

F51 240-4

昭和二十二年三月三十一日

第二復員省人平下補任課

閣令

内務省令第一〇五別表一(所謂追放令)該當者ニ関スル件

一 正規海軍將校

(本 文) 海軍武官任用令(海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例、其他之相屬スル旧法令ヲ含ム)ノ正規ノ任用規定(昭和十九年勅令百四十六号)夕旧昭和十七年勅令百五十五号ヲ含ム)ニ依リ現役士官又ハ現役特務士官ニ任用セラレシ官又ハ特務士官任用ノ當初ヨリ海軍武官兼服役令(海軍特務士官服役令、海軍高等武官兼服役令)其ノ他之ニ相屬スル旧法令ノ含ム)ニ依リ現役ニ服シタル者

(該當者)

イ 海軍兵學校生徒教程ヲ終了シ海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者
ロ 海軍兵學校生徒教程ヲ終了シ海軍兵學校少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

ハ 海軍經理官學校生徒教程ヲ終了シ海軍經理官少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者
ニ 任用セラレタル者

ニ 文部省所屬官ノ海軍兵學校ヲ終了後當初ヨリ永ニ服役ノ海軍(軍医科、藥劑科、主計科、造船科、技術科、法務科)ノ武官ニ任用セラレ直ニ現役ニ服シタル者
ホ 特務士官(海軍)ノ兵ヨリ出身シ武官ニ任用セラレタル者
(参考)

武官ニシテ該當セサル者概ネ左ノ如シ
(一) 短期(三年)現役ノ士官(軍医、藥劑、主計、造船、法務)

(註) 右ノ士官ノ内、現役ニ轉官シタル者モ該當者ニアラス
(二) 文官(海務官、技師、理事官、法務官、技師、兵等)ヨリ武官(主計、技術、法務)ニ轉官シタル者

(三) 下士官
ニ 海軍特別志願隊備將校

(本文)

イ 召集中ノ隊備員ニシテ海軍隊備員ヨリスル海軍武官任用等特別(旧昭和九年勅令百七十三号)ヲ含ム)ニ依リ志願ニ基キ現役士官ニ任用セラレタル者

ロ 召集中ノ隊備員、士官又ハ特務士官ニシテ海軍武官服役臨時特別(一)條ノ規定ニ依リ志願ニ依リ現役ニ服シタル者
(該當者)

イ 召集中ノ隊備員ヨリ現役ノ士官、轉官シタル者
(註) 隊備員トハ高等、中等、初等、水産講習所、遠洋操業科等ヲ含ム)ヲ卒業シ海軍士官(隊備士官)ニ任用セラレタル者又ハ大學令ニ依リ大學子ノ學部若ハ院科、高等、中等、初等、水産講習所、遠洋操業科、若ハ海軍大學ニ於テ之ト同等以上ト認ム)學科ヲ卒業シタル者ニシテ海軍隊備員又ハ海軍隊備員ニシテ志願ニ基キ現役ニ服シタル者

ニ 但シ之等ノ内、現役ニ轉官シタル隊備員ハ極メテ少数ニシテ大部分、隊備士官ハ發給セサル者トシテ取扱ヒテ候ナレ

ロ 本項ノ該當者ハ殆ト全部正規海軍將校ニ該當シ特別ニ取扱フ要ナキモノト認ム

(参考) 所謂短期(三年)現役士官ヨリ現役ニ轉官(三年以上服役ヲ延期セル者)ハ該當者ニアサルコト別表一ノ通

(終)